

(仮称) 木更津市民交流プラザ整備事業者募集要項

3.7.9以外の詳細は省略

1.2 省略

3 業務概要

整備事業者は、次に掲げる業務を行うものとしします。なお、本市の承諾を得て、業務の一部を第三者に委託することができるものとししますが、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、請け負わせることはできません。

- (1) 空間デザイン提案業務
- (2) 履行期間

委託契約締結日から令和7月12月26日まで

4～6 省略

7 提案の資格

- (1) 木更津市入札参加資格者名簿に登録された者又は入札参加資格と同等の要件を有していると認められる者
- (2) 受託者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の指定のほか、次の事項に該当しない者
  - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は受託者を決定する前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りにした者
  - ② 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 過去に類似施設(市民活動関係、賑わい創出、交流拠点等)の維持管理業務及び運営業務の実績がある者
- (5) 過去に類似施設(市民活動関係、賑わい創出、交流拠点等)の設計業務又は設計業務への提案実績がある者

(6) 共同事業体を構成して参加する場合は、次に掲げる要件を全て満たしている者

- ① 全ての構成員が、上記(1)から(3)の要件を満たしていること。
- ② 全ての構成員が、上記(4)又は(5)の要件を満たしていること。
- ③ 共同事業体として、上記(4)及び(5)の要件を満たしていること。

8 省略

9 資料の交付

(1) 本プロポーザルに係る資料を次のとおり交付します。

- ① (仮称)木更津市民交流プラザ整備事業者募集要項
- ② 空間デザイン提案業務委託仕様書
- ③ 別記様式
- ④ 基本計画
- ⑤ 基本設計
- ⑥ 庁舎整備基本構想(改訂版)令和6年2月一部改訂
- ⑦ 庁舎整備基本計画(改訂版)令和6年2月一部改訂

木更津にぎわい創出パートナーズ(受託候補者) 代表構成員 カルチャア・コンビニエンス・クラブ株式会社 構成員 株式会社船場
---

(2) 交付方法

10～23 省略